

豊洲新市場移転に伴う市場業者向け融資事業に係る
取扱金融機関の公募要項

平成26年4月10日

東京都中央卸売市場

【 目 次 】

第1 事業の内容	P. 1
1 事業目的	
2 定義	
3 募集内容	
4 融資事業スキームの概要	
5 融資対象	
6 主な融資条件	
7 関係者の役割分担	
8 融資事業実施までの流れ	
9 事業スケジュール	
第2 応募、選定等	P. 6
1 応募資格	
2 応募の基本要件	
3 応募スケジュール	
4 企画提案書にて提案する項目	
5 企画提案の審査	
6 審査結果の発表	
7 その他	
第3 応募の手続	P. 8
1 応募申請書等の受付	
2 本要項等への質問及び回答	
第4 事業実施に向けての注意事項	P. 9

■ ■ 別紙 ■ ■

(別紙1) 様式集 (様式1～5)

(別紙2) 市場業者向け融資事業の対象事業者数

豊洲新市場移転に伴う市場業者向け融資事業に係る取扱金融機関の公募要項（以下「本要項」という。）は、東京都中央卸売市場築地市場（以下「築地市場」という。）の豊洲新市場への移転に伴い実施する融資事業を営む取扱金融機関を募集するため、公表するものである。

第1 事業の内容

1 事業目的

東京都（以下「都」という。）では、築地市場の豊洲への移転において、築地市場の仲卸業者、関連事業者及び大規模事業者（以下、総称して「市場業者」という。）の経営課題及び資金需要の解決に資するため、市場業者を支援する融資事業を独自に創設する。

本要項は、市場業者向け融資事業の実施に当たり、取扱金融機関から融資体制等についての企画提案を募ることを目的とする。

2 定義

（1）取扱金融機関

市場業者向け融資事業を行う金融機関

（2）保証機関

取扱金融機関と連携して、仲卸・関連事業者融資事業の保証業務を行う機関

（3）仲卸業者

築地市場において、東京都中央卸売市場条例（以下「条例」という。）第24条による仲卸業務の許可を受けているもの

（4）関連事業者

築地市場において、条例第38条による業務の許可を受けているもの

（5）大規模事業者

築地市場において、卸売市場法第15条又は条例第38条による業務の許可を受けている大企業

（6）中小企業

次の各号に該当するもの

- ① 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（②から⑧までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- ② 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ③ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ④ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員

の数が 50 人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(5) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 900 人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）を主たる事業として営むもの

(6) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を主たる事業として営むもの

(7) 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であって、旅館業を主たる事業として営むもの

(8) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員数が 300 人以下のもの

(7) 大企業

中小企業の基準を超える会社及び個人

(8) 組合転貸融資事業

市場業者の資金需要に応えるため、取扱金融機関が業界団体に対して融資を実施し、業界団体はその構成員に対して転貸を実施する融資事業

3 概要

豊洲新市場移転に伴う市場業者向け融資事業として実施する融資事業における融資体制等の企画提案

4 融資事業スキームの概要

本要項では、次の融資事業をいずれも実施する取扱金融機関を募集する。

(1) 仲卸・関連事業者融資事業

組合転貸融資事業による融資を受けていない仲卸業者及び関連事業者（中小企業に限る）に対して、保証機関による保証付融資を実施する。

(2) 大規模事業者融資事業

大規模事業者が行う豊洲新市場の市場機能維持・強化に不可欠な大規模施設の導入に係る費用で、都が認めるものに対して、融資を実施する。

5 融資対象

融資対象は、次のとおりとする。

(1) 仲卸・関連事業者融資事業

融資実施の時点で豊洲新市場に移転する意思があり、築地市場に引き続き豊洲新市場において事業を営む仲卸業者及び関連事業者（中小企業に限る）であり、組合転貸融資事業による融資を受けていないもの

(2) 大規模事業者融資事業

融資実施の時点で豊洲新市場に移転する意思があり、築地市場に引き続き豊洲新市場において事業を営む大規模事業者

6 主な融資条件

融資事業の実施に当たっての主な融資条件は、次のとおりとする。なお、次に記載のない融資条件については、応募者からの企画提案による。

(1) 仲卸・関連事業者融資事業

① 資金使途

豊洲新市場への移転に必要な運転資金、設備資金など

② 融資限度額

1事業者当たり1,000万円以内とする。

③ 融資期間

10年以内とする。

④ 返済方法

元金均等返済とする。

⑤ 信用保証

保証機関の信用保証を要する。

⑥ 信用保証料の補助

都が保証機関に対して、信用保証料の2分の1を補助する。

⑦ 損失補助

都が取扱金融機関に対して、損失の一部を補助する。

⑧ 損失補助の要件

債務者の倒産等、現実に債権回収が望めない場合で、都が設置する損失補助委員会の議決を経ること

⑨ 債権管理

取扱金融機関が債権管理を行う。

※ 都が損失補助を実施した後、取扱金融機関は都に対して債権譲渡を行う。

(2) 大規模事業者融資事業

① 資金使途

豊洲新市場の市場機能維持・強化に不可欠な大規模施設の導入に係る費用で、
都が認めるもの

② 返済方法

元金均等返済とする。

③ 利子補給

大規模事業者の金利負担が0.8%になるよう、都が取扱金融機関に対して利子
補給する。

④ 利子補給期間

都から取扱金融機関に対して利子補給する期間は、15年以内とする。

7 関係者の役割分担

融資事業の実施に当たっての関係者の役割分担は、次のとおりとする。

(1) 仲卸・関連事業者融資事業

① 取扱金融機関

- ア 融資審査、融資実行及び期中管理
- イ 都に対する融資実績等の報告
- ウ 都への債権譲渡（損失補助を受けた場合）
- エ 保証機関及び都との調整・連絡
- オ 融資事業の周知・PR、都が行うプレスリリース等への協力
- カ その他融資事業に関する事項

② 保証機関

- ア 保証審査、保証及び期中管理
- イ 都に対する保証実績等の報告
- ウ 代位弁済の実行
- エ 取扱金融機関及び都との調整・連絡
- オ 融資事業の周知・PR、都が行うプレスリリース等への協力
- カ その他融資事業に関する事項

③ 都

- ア 取扱金融機関の決定
- イ 保証機関に対する信用保証料の一部補助
- ウ 取扱金融機関に対する損失の一部補助
- エ 取扱金融機関及び保証機関との調整・連絡
- オ 融資事業の周知・PR、プレスリリース等
- カ その他融資事業に関する事項

(2) 大規模事業者融資事業

① 取扱金融機関

- ア 融資審査、融資実行及び期中管理
- イ 都に対する融資実績等の報告
- ウ 都との調整・連絡
- エ 融資事業の周知・PR、都が行うプレスリリース等への協力
- オ その他融資事業に関する事項

② 都

- ア 取扱金融機関の決定
- イ 取扱金融機関に対する利子補給
- ウ 取扱金融機関との調整・連絡
- エ 融資事業の周知・PR、プレスリリース等
- オ その他融資事業に関する事項

8 融資事業実施までの流れ

- (1) 企画提案に基づく取扱金融機関の選定及び決定
- ① 市場業者向け融資事業における企画提案審査委員会において、応募者から提出された企画提案書等の書面審査を行う。
 - ② 企画提案審査委員会は、融資事業の融資体制などの観点から総合的に審査を行って取扱金融機関を選定し、都が取扱金融機関を決定する。
- (2) 融資要綱等の作成・各種契約の締結
- 融資事業の実施に向けて、都、取扱金融機関及び保証機関が協力して、融資要綱等を作成し、実施する融資事業について、法制・運用・実務面における一切の課題を解決する。その上で、各種契約等を締結する。
- (3) 融資事業の実施
- 市場業者、業界団体等に周知・PRを行った上で、融資事業を開始する。

9 事業スケジュール

融資事業の期間は、以下のスケジュールを予定している。

ただし、以下のスケジュールは現時点での予定であり、今後豊洲新市場への移転時期の変更等の事由が生じた場合は、事業スケジュールについて、都と取扱金融機関で協議をして変更することとする。

項 目	日 程
取扱金融機関の決定及び公表	平成 26 年 6 月
融資事業の開始	平成 26 年 10 月
融資事業の融資期間	平成 26~27 年度

第2 応募、選定等

1 応募資格

(1) 応募者は、次に掲げる金融機関であること

- ① 銀行
- ② 信用金庫及び信用中央金庫
- ③ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ④ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ⑤ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ⑥ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- ⑦ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ⑧ 農林中央金庫
- ⑨ 株式会社商工組合中央金庫
- ⑩ 株式会社日本政策金融公庫
- ⑪ 株式会社日本政策投資銀行

(2) 応募者は、企業概要及び財務の健全性について懸念がないこと

※ 必要に応じて、ヒアリング等を求める場合がある。

2 応募の基本要件

- (1) 応募者は、本要項に掲げる仲卸・関連事業者融資事業及び大規模事業者融資事業の双方の融資事業を行う金融機関1行とする。
- (2) 仲卸・関連事業者融資事業については、応募者が幹事行となり、取扱金融機関（複数可）及び保証機関を提案するものとする。
- (3) 大規模事業者融資事業については、応募者が幹事行となり、取扱金融機関（協調融資及びシンジケートローンも可）を提案するものとする。

3 応募スケジュール

取扱金融機関の募集及び決定は、次のスケジュールを予定している。

内 容	日 程
募集要項等の公表	平成26年4月10日（木）
提出書類の受付期間	平成26年4月10日（木）から 平成26年5月9日（金）まで
募集要項等への質問受付期間	平成26年4月10日（木）から 平成26年4月17日（木）まで
募集要項等への質問回答	平成26年4月25日（金）
取扱金融機関の決定及び公表	平成26年6月

※ 日程詳細については、状況により変更する場合がある。

4 企画提案書にて提案する項目

- (1) 融資事業の実施体制
- (2) 融資条件
- (3) 提供サービスの充実

5 企画提案の審査

- (1) 企画提案審査委員会の設置・取扱金融機関の決定

応募者から提出された企画提案書は、市場業者向け融資事業における企画提案審査委員会が外部委員を含めて審査をし、取扱金融機関を選定する。

その結果を踏まえ、都は取扱金融機関を決定する。

- (2) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、総合的に審査するものとする。

6 審査結果の発表

- (1) 審査結果については、適宜公表する。
- (2) 取扱金融機関に決定した応募者に対して、書面にて通知する。
- (3) 審査結果に関する問い合わせには一切応じない。

7 その他

- (1) 応募に必要な経費は、応募者の負担とする。
- (2) 応募者は、本要項に掲げる市場業者向け融資事業について複数の提案を行うことはできない。なお、業界団体向け融資事業の応募を妨げるものではない。
- (3) 都が公表する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

第3 応募の手続

1 応募申請書等の受付

(1) 応募の受付期間

平成26年4月10日（木）から同年5月9日（金）午後5時までとする。

受付窓口に持参する場合は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 提出書類

様式1から4まで（別紙1「様式集」）

※1 東京都中央卸売市場ホームページに掲載されたものを使用するものとする。

※2 書類作成の際には、様式集に記載してある「提出書類等の作成に当たっての注意点」に従うこととする。

(3) 提出方法

提出書類各2部を、受付窓口へ持参又は郵送にて提出するものとする。

※ 郵送の場合は5月9日（金）必着とする。

2 本要項等への質問及び回答

(1) 質問の受付期間

平成26年4月10日（木）から同月17日（木）午後5時までとする。

(2) 質問様式

様式5（別紙1「様式集」）

※1 東京都中央卸売市場ホームページに掲載されたものを使用するものとする。

※2 書類作成の際には、様式集に記載してある「提出書類等の作成に当たっての注意点」に従うこととする。

(3) 質問方法

電子メールにより送付するものとする。

※ 口頭による質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問者全員に対して、全質問及び回答を電子メールにて送付する。

なお、回答に当たって、質問者名は公表しない。また、意見の表明と解されるものについては、回答しない。

(5) 回答日

平成26年4月25日（金）午後5時までに行う。

第4 事業実施に向けての注意事項

- (1) 取扱金融機関は、融資事業の円滑な運営を図るため、正式に決定した後、都と速やかに調整及び協議を開始し、融資事業の実施に向けての体制等を構築する。
- (2) 融資対象、融資条件等について、取扱金融機関の決定後に変更が生じた場合には、都と取扱金融機関で協議を行うこととする。
- (3) 取扱金融機関が正式に決定した後、正当な理由なく辞退した場合、都に生じた損害について、都は取扱金融機関に対して賠償を請求することがある。

【受付窓口】

東京都中央卸売市場事業部業務課移転支援係

所在地 〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎北塔 36 階

電話 (03) 5320 - 5764 (内線 44-226) ファクシミリ (03) 5388 - 1593

電子メールアドレス Ryuuichirou_Yamaguchi@member.metro.tokyo.jp

東京都中央卸売市場ホームページアドレス <http://www.shijou.metro.tokyo.jp/>